令和８年度第２回徳島県医療審議会　議事録

日　時：令和８年１１月１３日（金）１９：００～１９：４０
場　所：（Ｗｅｂ開催）
出席者：出席２２名

議事(1)　第8次徳島県保健医療計画の中間見直し（素案）について

（森会長）
それでは、議事（１）の第8次徳島県保健医療計画の中間見直し（素案）について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）
資料1-1、1-2、1-3により説明

（森会長）
ただ今の事務局からの説明につきまして、御意見・御質問がありましたらいただきたいと思います。

（庄野委員）
できましたら追記をお願いしたい項目が１点ございます。看護職員の養成・確保のところですけれども、468ページの真ん中あたりに、(2)施策の方向、①養成力の確保がございます。そのあたりの文章の収まりのいいところに、「実習環境の充実・促進」というような文言を追加していただければと思います。アの部分に実習指導者の確保及び資質の向上がありますが、実習を受け入れている医療施設等も含んで実習環境と思いますので、双方ともがより良い環境を整えることが非常に重要だと思っています。根拠とすると、令和5年10月26日に国から看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針が告示されて、その中にも臨地実習の重要性に言及されていることや、先日開催されました県の2040年に向けた看護職員の養成確保対策推進会議の中では、実習病院を就職先に選んでいる割合というのが少しずつ上がってきているんですけど、まだ徳島県では全国と比べて少し低いということも示されたところです。すでに徳島県では昨年度から実習指導者養成講習会の最後の日のまとめの発表会に病院の看護管理者も参加してもらう取組なども始めているところでありますので、実習環境の充実をより図っていくことがひいては県内での看護職員の確保にもつながってくると思いますので、その文言を入れていただくようご検討いただければと思います。

（医療政策課）
ご意見ありがとうございました。看護学生の臨地実習につきましては、援助的な人間関係の形成であるとか、看護実践能力を養うために非常に重要なことだと認識しております。県においても看護協会の皆様と連携して実習指導者の養成であるとか、実習受入機関の認証制度等も実施しております。今後さらなる充実を目指して、計画への記載についても検討させていただきたいと思います。

（庄野委員）
よろしくお願いいたします。

（森会長）
それではその他に何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

（吉岡委員）
今、徳島県全体の在宅当番医制度が、かなり厳しい状況になってきています。今すぐということではないですけど、先ほど説明にありましたように吉野川市と阿波市の合併という話もありました。今後、徳島市の周辺は徳島市の夜間休日急病診療所に入っていくような流れになっていこうかと思います。その他の地域も、それぞれのところで頑張ってお互いにやりくりしながらやっているところであります。これはどうしても市町村の問題にはなってくるんですが、県としても、できるだけ何らかの形を整え、県の方にお願いに行った際に、何らかの手助けと言いますか、そういったものをしていただいたらありがたいなというふうに思います。どこにその文言を持っていくかは、ちょっと分かりませんが、そういった一文があればいいかなと思っています。

（医療政策課救急・災害医療対策室）
ご意見いただいたとおり、在宅当番医制度については市町村が主体となって運営されておりますが、地域の初期救急を維持する重要なものと認識しております。各市町村から相談があった場合に、相談については対応させていただいているというところでございます。文言についてはどこにどういった文言を入れるかについて検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

（吉岡委員）
ありがとうございました。よろしくお願いします。

（森会長）
それではその他に何かございますでしょうか。

（田蒔委員）
今日のデータを見せていただいて、重点医師偏在支援区域で西部医療圏、医師少数スポットということで、特にこの医師少数スポットの中に佐那河内村が入っているんですけども、当初、佐那河内村は私たちの徳島西医師会の管轄でして、2軒の診療所がありましたけど、開業医の先生がいなくなったんです。その時に佐那河内村も含めて私たち徳島西医師会と結構協議しました。その時にですね、徳島市内から非常に近くて、佐那河内村の村役場とかメインのところから30分程度で市内に入れるっていうことと、あと上八万の方に医療機関がございまして、そちらの方に患者さんを送っているので大丈夫ですっていうことだったんです。簡単に言うとへき地扱いにはならないってことを県の方に確認させていただいて、それだったら現行で行ってくださいということでやっておりました。その後に、先ほどお話しされた佐那河内診療所というのができたのですけど、ちょっとここらが私たちの聞いてるお話と齟齬があって、いつこうなったのかが経緯も含めてちょっと不思議なんですけれどもご説明いただけますか。

（医療政策課）
ただいま佐那河内診療所の経緯ということでご質問いただきました。へき地に関しましては、291ページからへき地関係の記載がございます。また、それに加えて先ほどの医師偏在是正プランの中では、重点支援区域に医師少数スポットが位置付けられるということでもお話をさせていただき、医師少数スポットにつきましては先ほどの説明で申し上げた基準の中で指定させていただいております。その前段の、佐那河内診療所がへき地診療所に位置付けられたということにつきましては、291ページからのへき地のところにありますが、ここにあります無医地区・準無医地区等がへき地に当たることとなっておりまして、県内ですと記載にありますとおり、令和7年ですと7市町村24地区が当たってあるところでございます。そこに、今年度4月から佐那河内診療所が設立されたことで、へき地診療所に指定をされたところではございます。そのさらに前段の、西医師会様がお手伝いいただいた当時、上八万地区であるとか徳島市内に近いというご意見があったということですが、その後の状況等によってやはり佐那河内村においても診療所が必要ということで設立をされたものと理解をしております。そういったところで、この基準に当てはめたところ、へき地診療所に佐那河内診療所が指定されたというところでござ

います。よろしくお願いいたします。

（田蒔委員）
佐那河内診療所は、週2日か3日の半日ぐらいの診療で非常に短い期間だと思うんです。本来、地域の中での診療所機能を果たしていくのでしたら、例えば学校医、予防検診、産業医とか、そういうことをやんないといけないんですけども、それは実ははっきり言って私たち西医師会がカバーリングしてるんです。コロナの時の予防接種もそうですし、学校医もそうです。本来の診療所がすべき役割がちょっと足らないんじゃないかと思うんです。佐那河内村は西医師会の管轄になりますので、本当に必要でしたら先生方とも相談してまた応援したいと思いますけど、ちょっとここらが釈然としなかったのでお聞きしてるんです。すいません、教えてください。

（医療政策課）
佐那河内村さんにもその旨お伝えさせていただきますが、佐那河内村さん自体、佐那河内診療所を整備はされたようなんですが、やはり運営はもうご自身のところではできないということで、県内の医療法人のグループさんにお願いをしているということで聞いております。以上でございます。

（田蒔委員）
本来、例えば新規開業する時には、産業医や予防接種、学校医をやってくださいっていうことが国の方針で出てますよね。そのあたりで、やっぱりちょっと違うかなとは思っております。このことでどうこう言う気は別にないんですけども、いつからへき地診療所になったのかが、資料を見て非常に違和感を感じました。以上です。

（森会長）
ありがとうございました。その他何かございますでしょうか。それでは、第8次徳島県保健医療計画の中間見直し素案については、本日ご審議いただきました内容を踏まえて、事務局において中間見直しの最終案を作成し、次回の医療審議会において最後のご審議をいただきたいと思います。

<u>その他</u>

（森会長）
以上で予定されておりました議事は終了となりますが、その他何でも結構ですので、ご意見ございましたらいただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

（森会長）
それではご意見もないようですので、本日の議事を終了いたします。事務局に進行をお返しします。

（事務局）
森会長、委員の皆様、ありがとうございました。それでは以上をもちまして、第2回徳島県医療審議会を閉会させていただきます。